

特定事業者に関する情報共有の仕組みに係る運用管理規程

第1条（目的及び適用範囲）

1. 本規程は、一般社団法人 M&A ファイナンシャルアドバイザー協会（以下「当協会」という。）が、M&A 取引を濫用して譲り渡し側又はその関係者に損害を与える可能性のある譲り受け側に関する情報を適切に共有する仕組みを構築することで、中小 M&A 市場における信頼性の確保を図ることを目的とする。
2. 本規程は、当協会の会員及び次項に基づいて本規程の定める仕組みへの参加を個別に認められた者に適用される。以下、当協会の会員及び個別に参加を認められた者を総称して、「参加者」という。
3. 本規程を各参加者に適用するにあたり、当協会は以下の措置を取るものとする。
 - (1) 当協会の会員でない者が参加者となる場合：参加者となろうとする者に対して、本規程の内容及び参加者の義務を説明した上で、反社会的勢力との関係の有無や代表者及び役員並びに実質的支配者の犯罪歴、M&A 支援業務を実施している事業実態の有無等を確認するために、必要な資料の提出を求める。当該資料に基づく調査の結果、反社会的勢力との関係が認められる場合、代表者及び役員並びに実質的支配者が禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者であることが認められる場合、M&A フィナンシャルアドバイザーとしての業務を実施している事業実態が存在しないと認められる場合、その他これに準ずるような事由が認められ、当協会が不適切と判断する場合には、当協会は、理由を示さずに承認を拒否するものとする。
 - (2) 当協会の会員が参加者となる場合：当協会の会員となる際に前号に定めるものと同等以上の調査が行われていることを前提に、前号に定める調査を省略することができる。

第2条（定義）

1. 本規程において、「特定事業者」とは、以下のいずれかに該当する行為を行った者を意味する。
 - (1) M&A 実行前の対象会社の株主、役員、従業員又はそれらの関係者が、M&A 実行前に締結した対象会社の金融機関等に対する債務の保証人又は物上保証人となっている場合（以下、かかる保証又は物上保証を総称して「経営者保証等」という。）において、譲り受け側がかかる経営者保証等を解除する義務（努力義務を含む。）が最終契約にて合意された場合において、
 - ① 経営者保証等が、M&A の成立後、60 営業日を経過した後も解除されないとき

- ② 譲り受け側が、経営者保証等に係る債権者の経営者保証等の解除に向けた相談を M&A 成立後 10 営業日以内に開始しないとき
 - ③ 経営者保証等に係る債権者が経営者保証等を解除できないと判断した場合又は解除にあたって条件が付けられる場合において、譲り受け側が借換・一括返済、解除にあたっての条件の充足等の手段により、経営者保証等に係る債権者から上記判断又は条件要求がなされてから 20 営業日以内に経営者保証等の解除を実現しないとき
- (2) 最終契約において M&A の譲渡対価の一部が M&A 成立後に支払われる旨の合意がなされた場合（株式譲渡代金を分割払いにする場合のほか、役員退職慰労金が M&A 成立後に支払われる場合など、実質的に M&A の譲渡対価の後払いの性質を持つ支払いが行われる場合すべてを含む。）において、最終契約に定める期日を過ぎても支払いがなされないとき
- (3) その他譲り渡し側に重大な損害を与えるおそれがある客観的な証拠により認められるとき（M&A の成立後に譲り渡し側の資金を個人口座に送金することを予め企図して行われる M&A 取引、重大な資金不足による M&A の実施、最終契約における合意事項の不当な履行拒否等）
2. 本規程において、「特定事業者リスト」とは、当協会が第 4 条に定める手続に従って特定事業者に該当するものと判断した譲り受け側の一覧を意味し、データとして管理されるものを含む。

第 3 条（管理責任者）

特定事業者リストの管理責任者は、当協会の代表理事とする。管理責任者は、本規程の遵守状況を監督し、リストの適切な維持管理を行う。

第 4 条（特定事業者の登録）

1. 参加者は、顧客である若しくは顧客であった譲り受け側又は顧客である若しくは顧客であった譲り渡し側の相手方が特定事業者に該当するものと認識した場合、及び報道、プレス等を基にする公表情報の収集の中で知り得た情報に基づきある者が特定事業者に該当するものと認識した場合、速やかに当協会所定の様式に必要事項を記入し、特定事業者に該当するものと認識した根拠となる資料を添付の上、管理責任者に提出しなければならない。管理責任者は、様式及び添付資料の受領後、速やかにその内容を検討し、必要な情報及び資料の添付がなされていることを確認するものとし、不備又は不足がある場合には、当該参加者に対して資料の訂正・補足を要請することができる。
2. 管理責任者は、前項に基づく様式及び添付資料の受領後、必要な情報及び資料の添付がなされていることを確認した上で、速やかに理事会を開催し、提出された申請書及び資料に基づき、特定事業者に該当するか否かにつき理事会で判断をする。

3. 管理責任者は、前項に基づき特定事業者に該当するとの判断がなされた場合、速やかに情報共有プラットフォームの特定事業者リストに所定の事項を登録する。登録日、会社名、法人番号、代表者名、会社HP、役員名、登録事由、その他必要な情報を正確に記録するものとする。
4. 管理責任者は、第2項に基づき特定事業者に該当しないとの判断がなされた場合には、提出を行った参加者にその旨を通知するものとし、参加者からかかる判断に対して追加の資料提示などがあった場合にはその内容を検討する。管理責任者は、必要な情報が不足しているものと理事会が判断する場合には、提出を行った参加者に対して、資料の補足・追加提出を求めることができる。
5. 第2条第1項第3号の事由に基づき特定事業者リストへの登録を行う場合には、当協会は、本条第2項に定める理事会での判断を行うに先立ち、以下の手続を履行するものとする。
 - ① 該当する当該譲り受け側に対して、特定事業者リストへの登録の申請がなされていること、申請の理由となっている登録事由の内容、登録がなされた場合の特定事業者リストの開示範囲、特定事業者リストへの登録期間を通知した上で、当該登録事由への該当性について、上記通知の受領後15営業日以内に、書面により異議申出を行うことができる旨を告知する。
 - ② 当該譲り受け側が上記期間内に書面で異議申出を行った場合は、当協会は当該異議申出に理由があるかについて調査を行う。但し、異議申出は客観的登録事由に該当する事実の有無を理由とする場合に認められるものとし、それ以外の理由に基づく場合又は濫用的に行われる場合には、当協会は、理由を示した上で、当該異議申出を即時却下することができる。

第5条（特定事業者リストの管理）

1. 当協会は、不適切者リストを、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）等の関係法令・ガイドラインを遵守して、厳重に管理・運用する。
2. 管理責任者は、特定事業者リストへの登録内容について、登録後に登録事由に係る事実関係が変更された（登録事由が解消される場合を含む。）と認められる場合は、理事会にその旨及び根拠を提案し、理事会の判断により変更内容、理由及び変更日を追記し、当該追記が行われたことを参加者に通知する。
3. 特定事業者リストの管理を行うシステムに対しては、FISC安全対策基準に準拠したセキュリ

ティ対策及びなりすまし防止措置等を行うものとし、適切に情報管理を行う。

- 特定事業者リストへの登録は、登録が行われてから最低 10 年間維持されるものとする。当協会は、特定事業者リストへの登録後、10 年以上連続して当該譲り受け側に関する報告又認知が発生していない場合、当協会は、当該譲り受け側を特定事業者リストから削除することができる。

第 6 条（特定事業者リストへの登録情報の利用）

- 参加者は、顧客との間で顧客が譲り受け側となる M&A に係る業務委託契約を締結するにあたって当該顧客との間で M&A に係る業務委託契約を締結するにあたるかの判断材料の一つとする目的、又は自らが関与する M&A 案件において譲り受け側が不適切でないかを判断する目的で、特定事業者リストに掲載された情報を利用することができる。
- 参加者は、顧客との間で締結する契約において、M&A の交渉中又は成立後に登録事由に該当する事実が発生した場合に当協会及び他の参加者に対して本規程に基づく情報共有が可能となるよう秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行わなければならない。参加者は、登録事由の内容、登録事由に該当した場合の共有範囲、共有される情報の利用目的について、秘密保持義務からの除外等の適切な対応を行う前に顧客から求められた場合には適切な説明を行う。
- 当協会は、特定事業者リストに登録された譲り受け側から自らの登録状況について問い合わせがあった場合、当該譲り受け側に対して特定事業者リストに登録されている情報を開示する。
- 前項に基づく問い合わせを行った譲り受け側から、登録されている情報について異議申出が行われる場合には、当協会は、特定事業者への該当性を再度調査の上、登録事由に該当する客観的事実の有無について判断の誤りがあると認められる場合には登録を抹消するほか、登録後に登録事由に係る事実関係の変更があったものと認める場合には第 5 条第 2 項に基づく追記を行う。当協会は、かかる確認のために必要な範囲で、当該譲り受け側の相手方となる譲り渡し側に対しても調査を行うものとし、参加者は、かかる調査に対して適切に情報共有を行うことが可能となるよう、譲り渡し側との契約における秘密保持義務からの除外などの適切な対応をしなければならない。

第 7 条（その他参加者の義務）

- 参加者は、登録された譲り受け側について、登録事由に係る事実に変更が生じ、登録事由に係る事実関係に変更があったことを認識したときには、当該事実を当協会に報告しなければならない。

2. 参加者は、本規程に基づき共有される情報を、当該参加者による第6条第1項に係る検討等のM&Aに係るアドバイザリー業務の目的に限り利用することができるものとし、本規程に基づき共有された情報は、参加者の組織内で適切に共有範囲の設定の上、情報管理を適切に行わなければならない。参加者は、本規程に基づき共有される情報を参加者の外部に開示又は漏えいしてはならない。その他、本規程に基づき共有される情報の取扱いについては、当協会の指示に従うものとする。
3. 当協会は、参加者による本規程に基づく義務の履行状況を確認することができるものとし、参加者は、当協会によるかかる調査を受け入れなければならない。

第8条（違反時の措置）

1. 当協会は、参加者が本規程に定める義務を履行するよう参加者に対する周知・モニタリングを徹底するとともに、参加者が本規程に定める義務に違反していることを認識した場合には、本項各号に定める処分の一つ又は複数を行う。いずれの処分を適用するかについては、当該義務違反の重大性に応じて、理事会の決議により、決定する。
 - ① 当該参加者に対する戒告
 - ② 当該参加者に対する是正措置の命令
 - ③ 当該参加者の一定期間の利用停止
 - ④ 当該参加者の本規程に定める参加者としての地位の喪失
2. 当協会は、前項の処分を行った上で、必要と認める場合には、当該会員の名称及び処分内容等をウェブサイト上において公表するものとする。
3. 当協会により、第1項第2号の命令が出された場合には、参加者はこれに従わなければならない。
4. 当協会が、当協会の会員である参加者に対して第1項第4号の処分を行った場合は、当協会は、本規程に違反した会員を定款に基づき本協会から除名することも妨げられるものではないものとする。

第9条（その他当協会の義務）

中小企業庁財務課が必要と認めるときは、情報共有の仕組みの設置や運用状況等について中小企業庁財務課に対して、報告を行う。

第10条（見直し）

本規程は、社会情勢の変化、事業内容の変更、その他必要に応じて見直しを行うものとする。

第 11 条（その他）

本規程に定めのない事項については、理事会の決議に基づき、管理責任者が定めるものとする。

〔附則〕

1. 本規程は、中小企業庁財務課「不適切な譲り受け側に係る情報共有の仕組みについて」（2025年2月）（以下「当該文書」という。）に準拠して、その高い公共性・公益性を実現させるために策定されたものであり、当該文書において示された考え方に基づき運用されるものである。
2. 本規程は、2025年8月1日から施行する。なお、本規程は、本規程の施行前に関するアドバイザリー契約書や秘密保持契約書等に基づく取引には遡及適用しないこととする。但し、本規程の施行前又は参加者となる前にアドバイザリー契約等を締結した案件であつたとしても、登録事由が認められる場合は、可能な限り、当協会に報告するよう努めなければならない。
3. 本規程は、2025年11月28日から改正施行する。